

令和5年 3月28日

組合員の皆さまへ



## ほ場の嵩上げ工事の要望について

水資源機構が漁港の航路等浚渫時に発生した残土を利用して、ほ場の嵩上げ工事を実施できます。ほ場整備当初から田んぼが低く水はけが悪いなど、お困りの田んぼがありましたら下記実施できる内容をご確認いただき、ご希望される場合は地域の役員さんか総代さんを通じて土地改良区へご相談ください。

### 【ほ場嵩上げ工事が実施できる内容】

- ①使用する土には缶、ビン、ゴミ、石、網などの雑物が混入しています。
- ②混入した雑物は、申込みされた方で撤去してください。
- ③雑物により、農機具が故障しても補償はできません。
- ④10tダンプが入れる場所に限りです。
- ⑤概ね5～6反程度のまとまったほ場に限りです。
- ⑥嵩上げ工事実施年度は減反する必要があります。
- ⑦嵩上げ工事費用は無料です。
- ⑧土質がご希望に沿えない場合もございます。
- ⑨県営安曇川地区・高島地区ほ場整備内に限りです。

ご不明な点がございましたら、鴨川流域土地改良区までご連絡ください。

TEL:32-2297 (担当：日置、中村)